

おにぎり通信

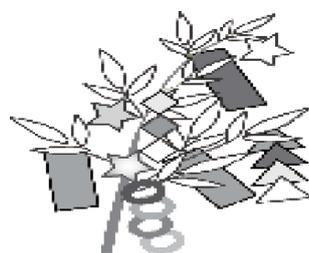
2011年7月23日（土曜） 四ツ谷おにぎり仲間

こんにちは！私たちは毎週土曜日に、四ツ谷周辺と銀座・日比谷公園、東京駅周辺で生活されている方々を訪問しているボランティアグループです。

7月9日（土）、関東甲信越地方が昨年より8日早く梅雨明けしました。暑い日が続いています。節電もあって、例年よりいっそう疲れが増しそうな気配です。

水分をとることは夏場の大事な仕事です。ポイントは、

のどが乾く前に飲むこと。のどの渇きをおぼえる前に補給すると、さまざまな代謝がうまくいきます。もうひとつは、一気に飲まないで、回数を多くして、こまめに補給すること。一気に飲んでも、細胞に吸収されずに体から排泄されてしまうほうが多いからです。



☆ 7月11日 福祉行動報告

どなたもお見えになりませんでした。

次回の福祉行動：7月25日（月）、東京駅丸の内北口に朝8時30分まで

に集合です。（「東京駅丸の内北口」と書いてある看板の下、丸の内警察署

東京駅交番近く『びゅうプラザ前』）

病気やケガの治療を希望される方や、体を休めたい方と一緒に福祉事務所ま

で、ボランティアが同行いたします。福祉行動は原則として毎週月曜日に行

います。福祉行動は参加されるそれぞれの方が、ご自身の希望をご自身の

言葉でハッキリと福祉事務所に伝えることにより成り立ちます。

もより ぶくしじむしょ
最寄の福祉事務所

ちゅうおうくふくしじむしょ ちゅうおうくつきじ ちゅうおうくやくしよ かい
中央区福祉事務所・中央区築地 1-1-1 中央区役所 4階

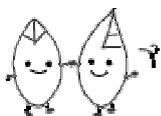
ちよだくふくしじむしょ ちよだくくだんみなみ ちよだくやくしよ かい
千代田区福祉事務所・千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 3階

がつ にち ひびやこうえん で あ かた さいばん おうえん ぼうちよう い
6月18日に日比谷公園で出会った方が「21日に裁判の応援（傍聴）に行く」と
いっておられました。今年の1月29日号のおにぎり通信で、「新宿区ホームレス
せいかつほごさいばん しんじゅくたなばたそしょう か おうえん い い
生活保護裁判」（新宿七夕訴訟）のことを書きましたが、応援に行くと言っておら
れたのはこの裁判のことです。

しんじゅくにしぐちちかつうろ るじょうせいかつ せいかつ
新宿西口地下通路で路上生活をしていたYさんが、アパートでの生活を
めざ そうごうそうだん ほうりつか しえんしゃ
目指して、「ホームレス総合相談ネットワーク」の法律家、支援者らとともに、
しんじゅくくふくしじむしょ せいかつほご しんせい ど きやつかしよぶん
新宿区福祉事務所で生活保護を申請。しかし、3度とも却下処分されたYさんは
せいかつほごきやつか と け ほごかいしけつてい ぎむ もと ねん がつ
「生活保護却下の取り消し」と「保護開始決定の義務づけ」を求め、2008年7月7
か たなばた とうきょうちほうさいばんしょ うった お たなばたそしょう
日七夕に東京地方裁判所に訴えを起こしました。これが七夕訴訟です。

ねん がつ か かすみがせき とうきょうちほうさいばんしょ けい かい こうとうべんろん へ
2008年9月10日から霞ヶ関の東京地方裁判所での計13回の口頭弁論を経て、6
がつ にち かいめ さいしゅうべんろん じょうたい せいかつほご
月21日に14回目の最終弁論がおこなわれました。「ホームレス状態だと生活保護
はかけない、アパートではなく自立支援施設に入れというのは、ホームレス状態
であることを理由とする不当な差別にほかならない」などの原告側弁護士による
いけんちんじゅつ
意見陳述がおこなわれました。

そして、9月20日（火）午後3時から同じ103号法廷で判決が言い渡されるこ
とになりました。Yさんは他区で生活保護の開始がなされ、アパートにも入ること
ができましたが、自分ひとりがよければそれでいいということではなく、多く
の仲間のことをおもんぱかって闘ってきたのだと思います。セーフティーネット
の道が一人でも多くの人に開かれることを願います。



おにぎりを包んでいるラップや読み終わった通信は放置せずに、ゴミ
箱に入れるなどして片付けにご協力をお願いいたします。おにぎりは
かならずその日のうちにお召し上がり下さい。

四ツ谷おにぎり仲間 連絡先：090-4959-0652 岩田